

第69回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月24日(水曜日)
午前10時(受付開始：午前9時30分)

開催場所

神戸市中央区港島中町六丁目10番地1
神戸ポートピアホテル本館 地下1階 借楽の間

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、書面・インターネットによる事前の議決権行使のご活用も宜しくようお願い申し上げます。

書面およびインターネット等による議決権行使期限

2020年6月23日(火曜日)

ご郵送の場合

午後5時到着分まで

インターネット等の場合

午後5時入力分まで

本年は株主総会ご出席者へのお土産を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



トップインタビュー

今こそ「全天候型経営」を発揮し、逆境を克服し

現在、新型コロナウイルスの感染拡大が経済に甚大な影響を及ぼしております。こうした中、当社は本年4月より第70期を迎えました。市場環境は厳しいものの、BCP(事業継続計画)を着実に実行し、業績への影響を最小限に抑えるべく、全社をあげて取り組んでいます。加えて、「ポスト・コロナ」を見すえて、業績の早期回復を目指していく考えです。

代表取締役社長 **三船 法行**

新型コロナウイルスの経営への影響をどうとらえていますか？

世界経済において新型コロナウイルスの影響が深刻となる中、当社グループにおいても事業への影響が避けられない状況です。しかしながら、70年にわたる社歴の中で、表面改質技術を通じて多岐にわたる産業分野のお客様のご要望に真摯にお応えすることにより、好不況に関係なく収益を確保できる「全天候型経営」を推進してまいりました。

これによって、過去にはバブル経済の崩壊や阪神・淡路大震災、リーマン・ショックといった幾多の荒波を乗り越えてきました。その経験を活かしつつ、表面改質技術を通じて社会に貢献するという事業の原点に立ち返り、今回の逆境

を克服していく所存です。

また、私は折に触れて当社の諸先輩方から「企業は人なり」と薫陶を受けてまいりました。その教えをもとに、人を育て、人を活かすことが逆風に強い組織をもたらすと考えます。そして、営業から技術、製造に至る「三位一体」でお客様の課題に取り組むという設立以来の企業姿勢こそ、新型コロナウイルスの影響を克服する原動力であるという信念のもと、業績の回復に全力を尽くしてまいります。

2020年3月期の業績について教えてください。

2020年3月期の連結決算については、半導体・FPD(フラットパネルディスプレイ)分野が一時的な調整局面に入り減収減益となりましたが、上半期は鉄鋼やエネルギーの分野が寄与して業績の上方修正を行いました。さらに、下半期において半導体分野で回復基調となり、再度、上方修正を行うなど、期初計画を上回る業績となりました。

当期については、タイの合併会社への増資やインドネシアの子会社の合併、日本国内の工場移転や増設など、生産体制の強化を見すえた投資を行いました。これらはいずれもお客様のニーズに即したものであり、中長期の持続的成長に寄与するものと考えています。

てまいります。

今期の市場動向と取り組みについて 教えてください。

2021年3月期に向けては、新型コロナウイルスの影響が懸念される反面、テレワークの拡大や5G(第5世代移動通信システム)の普及を背景に、半導体製造装置向けの需要拡大を見込んでいます。一方で、自動車および鉄鋼分野は需要の落ち込みが避けられないものと考えています。

地域別の経済動向では、中国が回復傾向に動くと見られるものの、タイやインドネシアなどの東南アジアでは回復が遅れる懸念があります。新型コロナウイルスの問題が収束する時期が正確に読めない中、当社グループとしては、回復期に遅滞なくお客様のご要望に対応するため、生産強化や技術開発

経営理念

当社は、溶射加工を中核とする表面処理加工の専門メーカーとして「技術とアイデア」「若さと情熱」「和と信頼」「グッド・サービス」を社是として掲げ、株主、取引先、社員、地域社会等あらゆるステークホルダーとの良好な信頼関係を基礎に、表面処理皮膜が持つ省資源化、省力化、環境負荷の低減等の諸機能を通じて社会に貢献し、「高技術・高収益体質の、内容の充実した企業グループ」を実現することを経営の基本理念とする。



トップインタビュー

の態勢を怠ることなく整えております。

また、設備投資につきましては、計画通りに着実に進めていく考えです。とりわけ、半導体の回路線幅の微細化が急速に進む現在、当社グループとしてもお客様が求める高い品質レベルを満たすために技術開発を加速するとともに、各工場への新設備の導入を積極的に進めてまいります。

新たな設備の導入とともに、表面改質技術の継承と発展を担う人材の確保と育成も重要です。技術者の積極的な採用を今後も継続し、多様な人材の柔軟な発想によって、生産工程の自動化、効率化を推し進めていく考えです。

中長期の成長を見すえた 取り組みについて教えてください。

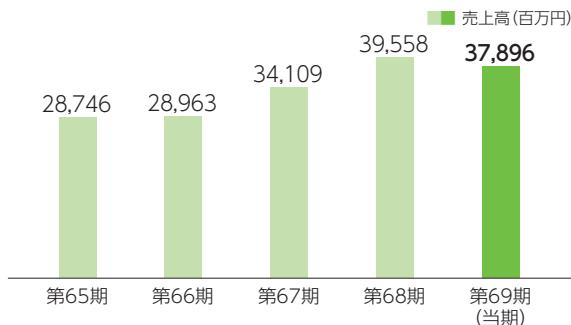
当社グループは、今年で設立70周年を迎える中で、80

年、90年と中長期を見すえた経営を追求してまいります。

従来、主に溶射技術を通じて各産業分野にて貢献してきました。しかし今後、様々な分野で表面に要求される機能の高度化、多様化が見込まれます。こうした社会的ニーズに応えるために、溶射技術だけでなく、レーザ加工技術や熱処理技術、PVD(物理蒸着法)やCVD(化学蒸着法)など様々な技術を活用し、融合させることによって、表面改質技術の適用可能性を広げていく考えです。

また、「全天候型経営」をさらに推進するために、セグメントの見直しも重要と考えています。現状では半導体・FPD製造装置用部品への加工が全社売上構成比の約4割を占めていますが、今後のターゲット市場として、新素材をはじめ、環境・エネルギー、輸送機器、医療といった分野での用途開発を加速させていきます。このような分野において、数

売上高



営業利益 営業利益率



億円から10億円規模の新たな事業単位を創出していくために、今年度からマーケティング部門の強化を図り、新たな市場の開拓を積極的に進めてまいります。

同時に、ESG(環境・社会・コーポレートガバナンス)やSDGs(持続可能な開発目標)の観点から、事業を通じた社会貢献に一層取り組んでいく考えです。

株主還元に対する考えをお聞かせください。

株主還元につきましては、引き続き安定した配当を重視してまいります。1株当たり年間配当について、2020年3月期は25円(連結配当性向34.5%)とする予定です。

今後、いかなる市場環境においても企業価値を高め、株主の皆様のご期待に応えていきたいと考えております。



きましては、引き続き格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

■ 経常利益 ■ 経常利益率



■ 親会社株主に帰属する当期純利益



【証券コード：3433】

2020年6月2日

株主各位

神戸市中央区港島南町六丁目4番4号

トーカロ株式会社

代表取締役社長 三船法行

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、議決権行使書またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**2020年6月23日午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1 日 時	2020年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）	
2 場 所	神戸市中央区港島中町六丁目10番地1 神戸ポートピアホテル本館 地下1階 偕楽の間	
3 目的事項	報告事項	1. 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件 2. 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件 第3号議案 監査役4名選任の件

◆新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年株主総会後に開催しております会社説明会につきましては、本年は取り止めさせていただきます。また、お飲物等のご提供についても中止いたします。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

4 議決権行使についてのご案内

株様におかれましては、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使には以下3つの方法がございます。

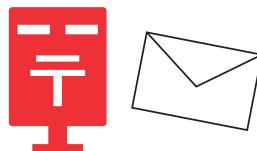
株主総会ご出席



株主総会開催日時

2020年6月24日
午前10時開催

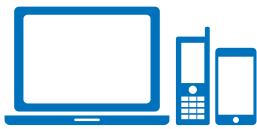
郵 送



議決権行使期限

2020年6月23日
午後5時到着分まで

インターネット



<https://evote.tr.mufg.jp/>

議決権行使期限

2020年6月23日
午後5時入力分まで

◆当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を持参のうえ、会場受付にご提出ください。

◆インターネットによる議決権行使の詳細は7～10ページをご覧ください。



※議決権を複数回行使された場合のお取扱い

- ①書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。
- ②インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

◆本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tocalo.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、連結株主資本等変動計算書および連結注記表ならびに株主資本等変動計算書および個別注記表は、会計監査人および監査役会が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

◆事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tocalo.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

1 株主の皆さま大変お世話になっております
トーカロです
いつもありがとうございます！

議決権行使は株主さまの大切な権利です
ぜひご行使をお願いします
インターネットによる議決権行使ならとても簡単・便利です

2 少しの空き時間にどこからでもご行使OK !!

ご自宅からでも！

外出先からでも！



3 こちらのすべてのツールからご利用いただけます

スマートフォン
タブレット端末
パソコン
携帯電話

4 でも、議決権行使の際のログインIDやパスワードの入力が面倒で…

そのような株主さまのために

5 スマートフォンならログインIDやパスワードを入力せずに議決権行使していただけます！

議決権行使書用紙の「ログイン用QRコード」を画面に写すだけでログイン！

本当!?



6 スマートフォンで「ログイン用QRコード」を読み取る方法

①スマートフォンのQRコード読み取り用のアプリを立ち上げます

②同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ります

以降は画面の案内に従っていただくだけです

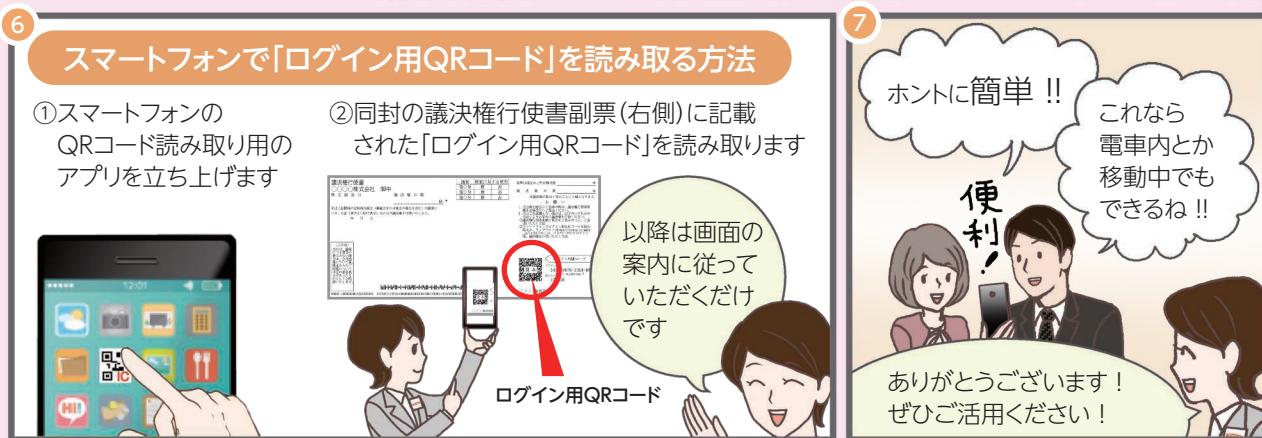
ログイン用QRコード

7 ホントに簡単!!

これなら電車内とか移動中でもできるね!!

便利!

ありがとうございます！
ぜひご利用ください!



8

<注意事項>

※「ログイン用QRコード」を用いた議決権行使は1回に限り有効です。

※2回目以降のスマートフォンご利用の場合やパソコン・タブレット端末・携帯電話の場合はログインID・パスワードの入力が必要となります。

2回目以降のスマートフォン、パソコン・タブレット端末・携帯電話の場合はこちらのサイトにアクセスしてください

議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



こちらのQRコードもご利用いただけます



9

ログインIDと仮パスワードのご確認

議決権行使書副票(右側)のこの部分に記載がございます



ログインID・
仮パスワード

10

アクセス後の流れ <スマートフォンの場合>

①お手続き画面へアクセス



「株主総会に関するお手続き」をタッチ

②ログイン



ログインIDと仮パスワードを入力後、「ログイン」をタッチ

※以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。タブレット端末、携帯電話も同じ流れになります。

11

アクセス後の流れ <パソコンの場合>

①「次の画面へ」をクリック



②ログインIDと仮パスワードを入力後、「ログイン」をクリック



③3箇所全てのパスワードを入力後、「送信」をクリック



※以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

12

議決権行使期限
2020年6月23日(火)
午後5時まで



トーカー は株主さまとのコミュニケーション向上のために常に努力してまいります!



インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027
(通話料無料)

(受付時間 午前9時から午後9時まで)

<機関投資家の皆さまへ>

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2020年6月23日（火曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）

- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
 - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。
(携帯電話ではお手続きできません。)

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策として位置づけており、収益力の向上を通じて企業体質の強化を図りながら、安定的な配当の継続を重視するとともに、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としています。

この方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭

2 配当財産の割り当てに関する事項
およびその総額

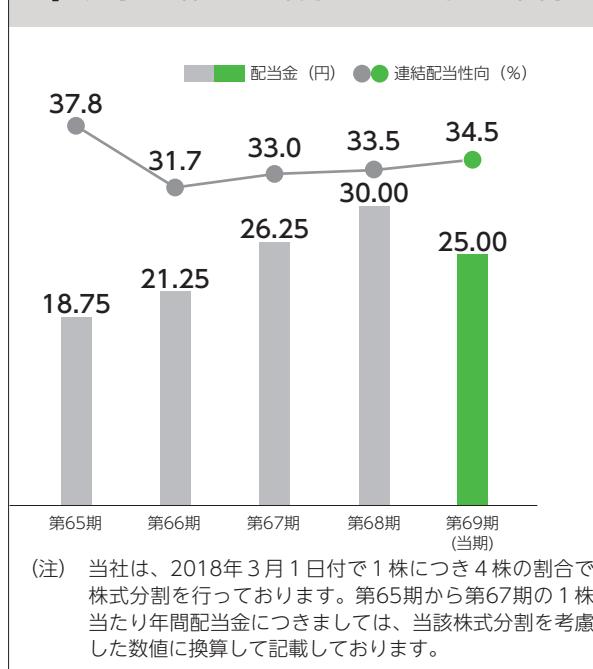
当社普通株式1株につき 12円50銭
配当総額 759,935,800円

なお、当社は中間配当として当社普通株式1株につき12円50銭をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき25円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月25日

【ご参考】 1株当たり年間配当金／連結配当性向



第2号議案

取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 三木 猛氏は辞任いたしますので、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、佐藤陽子氏は三木 猛氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。



さとう ようこ
佐藤 陽子

(1960年7月23日生)

新任 社外取締役

再任 独立役員

所有する当社株式の数
0株

取締役在任期間 (本総会終結時)
一年

2019年度における
取締役会への出席状況

—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年9月 太田昭和監査法人 (現EY新日本 2019年6月 同監査法人 退職
有限責任監査法人) 入所 2019年9月 公認会計士佐藤陽子事務所開設
1990年3月 公認会計士登録
2011年5月 同監査法人 シニアパートナー 現在に至る

重要な兼職の状況 兼職社数：1社

公認会計士佐藤陽子事務所 所長

社外取締役候補者とした理由

佐藤陽子氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務および会計に関する専門的な見識を有しており、財務戦略やコーポレート・ガバナンス面はもとより、幅広い視点から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、新任社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 当社と佐藤陽子氏との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤陽子氏は社外取締役候補者であります。
3. 佐藤陽子氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 佐藤陽子氏が取締役に選任された場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める額としております。

第3号議案

監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（4名）の任期が満了いたします。つきましては、新たに監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
1	三木 猛 新任	取締役	17回/17回 (100%)	-
2	吉田 敏彦 再任	社外監査役 独立役員 監査役（常勤・社外監査役）	17回/17回 (100%)	13回/13回 (100%)
3	小山 俊彦 再任	監査役（常勤）	17回/17回 (100%)	13回/13回 (100%)
4	中田 琢也 再任	社外監査役 独立役員 監査役（社外監査役）	17回/17回 (100%)	13回/13回 (100%)



新任

社外監査役

再任

独立役員

所有する当社株式の数

88,400株

監査役在任期間（本総会終結時）

一年

2019年度における

監査役会への出席状況

-

候補者番号

1

み き
三木

たけし
猛

(1958年4月19日生)

略歴、地位および重要な兼職の状況

2005年4月 当社水島工場長
2011年4月 同北九州工場長
2013年4月 同東京工場営業部長
2016年4月 同東京工場長

2018年4月 同営業企画部長
2018年6月 同取締役営業副本部長
現在に至る

重要な兼職の状況 兼職社数：0社

なし

監査役候補者とした理由

三木 猛氏は、営業を中心とした職務経歴のみならず工場長および取締役を歴任し、当社事業に関する豊富な知識と経験を有していることから、当社の監査においてその職務を適切に遂行できるものと判断し、新任監査役候補者といたしました。



新任 社外監査役

再任 独立役員

所有する当社株式の数
2,900株

監査役在任期間 (本総会終結時)
4年

2019年度における
監査役会への出席状況
13回/13回 (100%)

候補者番号

2 よしだ としひこ
吉田 敏彦

(1955年8月6日生)

略歴、地位および重要な兼職の状況

1978年4月	(株)太陽神戸銀行 (現(株)三井住友銀行) 入行	2007年10月	同監査部長 (出向)
2004年4月	(株)三井住友銀行神戸法人営業第三部長	2008年6月	同社へ転籍
2007年6月	山陽特殊製鋼(株)経営企画部 部長 (出向)	2009年4月	同総務部長
		2012年6月	同常勤監査役
		2016年6月	当社常勤監査役 現在に至る

重要な兼職の状況 兼職社数：0社

なし

社外監査役候補者とした理由

吉田敏彦氏は、上場会社の常勤監査役として培われた企業監査に関する相当程度の経験、知見を有していることから、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

候補者番号

3 こやま としひこ
小山 俊彦

(1957年6月20日生)

略歴、地位および重要な兼職の状況

2005年4月	当社北九州工場長	2017年4月	同管理本部付部長
2011年4月	同名古屋工場長	2017年6月	同常勤監査役
2013年4月	同北九州工場長		現在に至る
2014年4月	同総務部長		

重要な兼職の状況 兼職社数：0社

なし

監査役候補者とした理由

小山俊彦氏は、営業を中心とした職務経歴のみならず、工場長および総務部長を歴任し、幅広い知識や豊富な経験を有していることから、当社の監査においてその職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査役候補者といたしました。



新任 社外監査役

再任 独立役員

所有する当社株式の数
69,500株

監査役在任期間 (本総会終結時)
3年

2019年度における
監査役会への出席状況
13回/13回 (100%)



新任

社外監査役

再任

独立役員

所有する当社株式の数

5,000株

監査役在任期間（本総会終結時）

5年

2019年度における
監査役会への出席状況

13回/13回（100%）

候補者番号

4 なか た たく や
中田 琢也

（1952年1月21日生）

略歴、地位および重要な兼職の状況

1970年4月	大阪国税局 入局	2012年8月	税理士登録
2007年7月	天王寺税務署 署長	2012年8月	中田琢也税理士事務所開設
2010年7月	住吉税務署 署長	2015年6月	当社監査役
2012年7月	同退官		現在に至る

重要な兼職の状況 兼職社数：1社

中田琢也税理士事務所 所長

社外監査役候補者とした理由

中田琢也氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士としての豊富な経験と財務、会計の専門知識を有していることから、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 当社と各候補者との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 吉田敏彦、中田琢也の両氏は社外監査役候補者であります。
 3. 吉田敏彦氏及び中田琢也氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結のときをもって、それぞれ4年及び5年であります。
 4. 当社は、吉田敏彦、中田琢也の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 5. 吉田敏彦、小山俊彦、中田琢也の各氏と当社とは会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であり、その損害賠償責任の限度額は法令に定める額としております。三木 猛氏が選任された場合には、同氏と当社との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 6. 吉田敏彦氏は、(株)三井住友銀行出身であります。2008年6月に同行を退職し10年以上経過しております。また、同氏は、(株)三井住友銀行退職後から山陽特殊製鋼(株)に在籍しておりましたが、2016年6月に同社を退職しております。当社は、同社との間で表面処理の販売、材料等の仕入等の取引がありますが、2020年3月期において同社への売上高は当社連結売上高の0.2%未満、同社からの仕入高は当社連結売上高の0.2%未満であります。以上のことから、同氏の社外監査役としての独立性に影響は与えないと考えております。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

[1] 事業の経過および成果

売上高

378億96百万円

前期比
4.2%減

営業利益

65億50百万円

前期比
15.4%減

経常利益

68億12百万円

前期比
15.7%減

親会社株主に帰属する当期純利益

44億04百万円

前期比
19.1%減

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度前半は緩やかな回復基調で推移したものの、米中貿易摩擦の影響や中国の景気減速懸念などに加えて、年明け以降の世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、足元の景気は急速に落ち込み、先行きについても厳しい状況が続くものと思われまます。

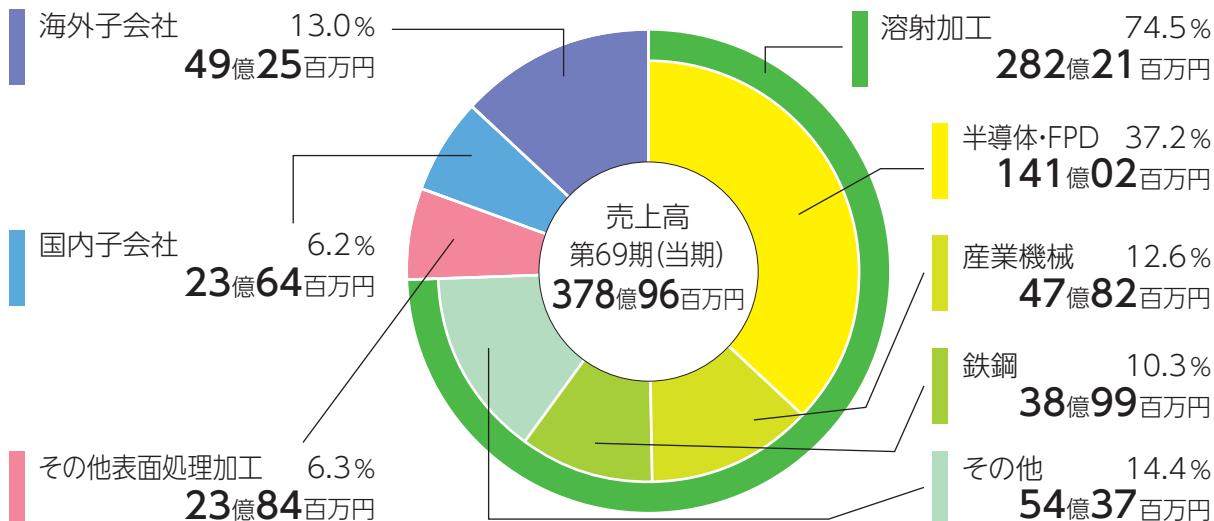
このような状況のもと当社グループの売上高は、お客様の耐久性向上や高品質化などのニーズの高まりや新皮膜の展開によって産業機械および鉄鋼分野向け溶射加工が好調に推移したものの、世界半導体市場が調整局面に入り半導体・FPD（フラットパネルディスプレイ）分野の溶射加工が大きく減少したことにより、前期比で減収となりました。

利益面においては、生産効率の向上と一層のコスト削減に取り組みましたが、売上高の落ち込みによる減益分を補うことはできませんでした。

この結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は前期比16億62百万円（4.2%）減の378億96百万円、営業利益は前期比11億91百万円（15.4%）減の65億50百万円、経常利益は前期比12億64百万円（15.7%）減の68億12百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比10億36百万円（19.1%）減の44億04百万円となりました。なお、当期において新型コロナウイルスによる業績への影響は軽微でした。

セグメント別売上高

セグメント名	68期		69期 (当期)		前期比増減
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)
トーカロ					
溶射加工	30,400	76.8	28,221	74.5	△2,178
(半導体・FPD)	(17,134)	(43.3)	(14,102)	(37.2)	(△3,032)
(産業機械)	(4,154)	(10.5)	(4,782)	(12.6)	(628)
(鉄 鋼)	(3,662)	(9.3)	(3,899)	(10.3)	(237)
(その他)	(5,449)	(13.7)	(5,437)	(14.4)	(△12)
その他表面処理加工	2,204	5.6	2,384	6.3	179
子会社					
国内	2,493	6.3	2,364	6.2	△128
海外	4,460	11.3	4,925	13.0	465
合計	39,558	100.0	37,896	100.0	△1,662



セグメント別事業の状況

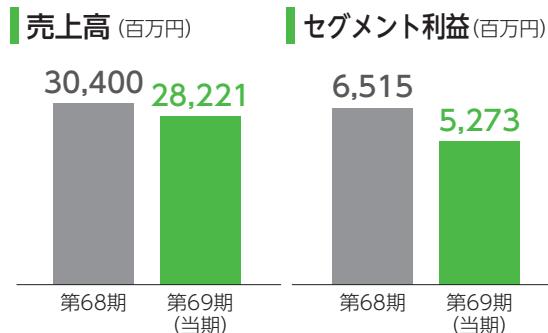
トーカー

溶射加工

主なサービス内容 (2020年3月31日現在)

▶ 溶射加工による表面処理

産業機械および鉄鋼分野向けの加工は、各種発電用ボイラの寿命延長や自動車用鋼板・鋼材の品質向上を目的とする溶射皮膜へのニーズが高まり伸長しました。一方で、半導体・FPD分野向け加工が半導体メモリーメーカーの設備投資先送りの影響を受け大幅に減少したため、当セグメントの売上高は前期比21億78百万円(7.2%)減の282億21百万円、セグメント利益は前期比12億42百万円(19.1%)減の52億73百万円となりました。

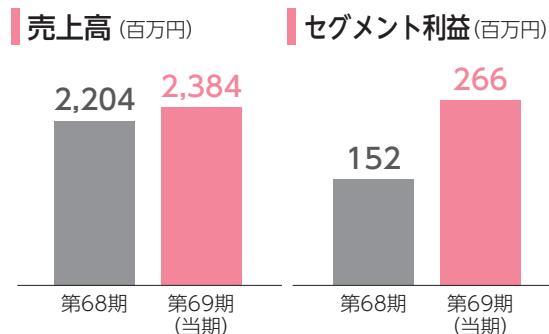


その他表面処理加工

主なサービス内容 (2020年3月31日現在)

- ▶ TD処理加工(拡散浸透法)による表面処理
- ▶ ZACコーティング加工(化学緻密化法)による表面処理
- ▶ PTA処理加工(特殊粉体肉盛法)による表面処理

その他表面処理加工は、農業機械部品向けのTD処理加工が本格稼働したほか、レーザ加工技術の活用でPTA部門の事業も拡大し、当セグメントの売上高は前期比1億79百万円(8.1%)増の23億84百万円、セグメント利益は前期比1億13百万円(74.5%)増の2億66百万円となりました。



子会社

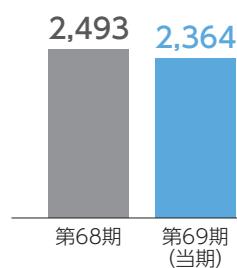
国内

会社名 (2020年3月31日現在)

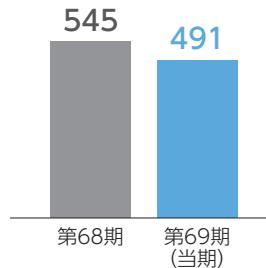
▶日本コーティングセンター株式会社

米中貿易摩擦により中国に部品を供給する自動車部品メーカーが減産を余儀なくされる中、日本コーティングセンター株式会社において既存顧客の切削工具向けPVD処理加工が大幅に減少し、当セグメントの売上高は前期比1億28百万円(5.2%)減の23億64百万円、セグメント利益は前期比54百万円(10.0%)減の4億91百万円となりました。

売上高 (百万円)



セグメント利益 (百万円)



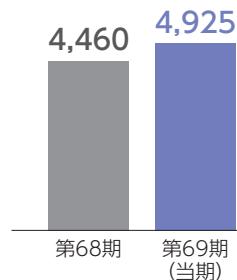
海外

会社名 (2020年3月31日現在)

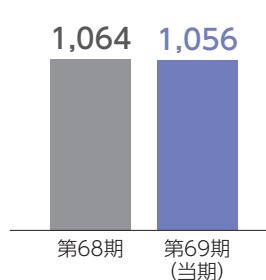
- ▶東華隆 (広州) 表面改質技術有限公司
- ▶東賀隆 (昆山) 電子有限公司
- ▶漢泰国際電子股份有限公司
- ▶TOCALO USA, Inc.

中国では、鉄鋼、産業機械、石油・ガス、製紙などの各分野で受注が拡大しましたが、台湾での半導体・FPD分野の市場環境が厳しく、当セグメントの売上高は前期比4億65百万円(10.4%)増の49億25百万円、セグメント利益は前期比7百万円(0.7%)減の10億56百万円となりました。

売上高 (百万円)



セグメント利益 (百万円)



(注) セグメント利益は経常利益をベースとしております。

[2] 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資額は23億13百万円であり、そのうち当社の設備投資額は17億14百万円でありました。主な内容は、新規溶射加工設備（明石播磨工場、東京第二工場）や、研究開発用設備（溶射技術開発研究所）の導入などでありました。

連結子会社につきましても、日本コーティングセンター株式会社や漢泰国際電子股份有限公司を中心に、継続して加工設備の更新・新規導入を進めました。

[3] 資金調達の状況

当連結会計年度中に、設備投資資金に加えて手元流動性確保のため、金融機関より長期借入金として51億円の調達を実施いたしました。なお、その他の増資、社債発行等による調達は行っておりません。

[4] 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	(2016年 4月1日から 2017年 3月31日まで)	(2017年 4月1日から 2018年 3月31日まで)	(2018年 4月1日から 2019年 3月31日まで)	(2019年 4月1日から 2020年 3月31日まで)
	(第66期)	(第67期)	(第68期)	当連結会計年度 (第69期)
売上高 (百万円)	28,963	34,109	39,558	37,896
営業利益 (百万円)	5,645	7,110	7,741	6,550
経常利益 (百万円)	5,801	7,363	8,076	6,812
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,070	4,836	5,441	4,404
1株当たり当期純利益 (円)	66.95	79.56	89.51	72.45
総資産 (百万円)	44,302	52,664	57,278	61,122
純資産 (百万円)	32,252	36,139	39,665	42,634
連結子会社数 (社)	5	5	5	5

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。
2. 当社は2018年3月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行いました。第66期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を第68期から適用しており、第66期および第67期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額で表示しております。
4. 各期の状況は次のとおりであります。

(第66期)

売上高は、溶射加工部門がIoTやビッグデータなどの進展を背景に半導体・FPD分野が高水準であったことや、製紙用大型ロールのメンテナンス需要を取り込み増収となりました。連結子会社では、日本コーティングセンター株式会社において自動車部品加工用の切削工具向け加工が伸長しました。

(第67期)

売上高は、溶射加工部門が半導体・FPDメーカーの活発な設備投資を背景として半導体・FPD分野で大きく伸長し、また鉄鋼、産業機械などの各分野も幅広い業界のニーズを取り込んだことなどにより、過去最高の売上高を達成しました。連結子会社は、中国で鉄鋼分野などの受注を伸ばした東華隆（広州）表面改質技術有限公司をはじめ総じて好調に推移しました。

(第68期)

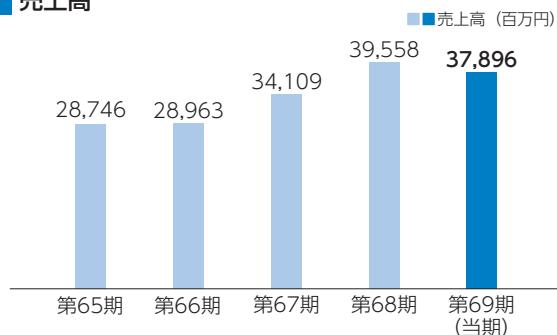
売上高は、溶射加工部門が世界的なメモリ需要増加に対応した半導体設備投資などを背景として半導体・FPD分野で大きく伸長するとともに、高速鉄道用ベアリングの絶縁コーティングなども好調に推移し、大幅な増収となりました。連結子会社は、台湾で半導体・FPD製造装置部品の溶射加工を行う漢泰国際電子股份有限公司をはじめ、すべての子会社が増収となりました。

(当期)

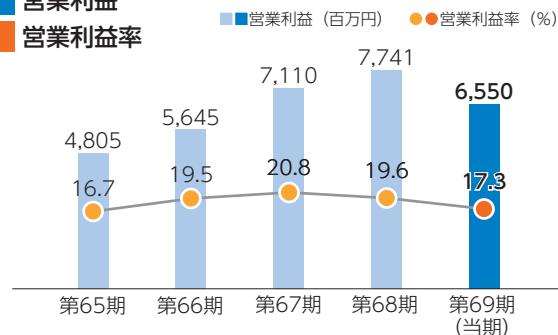
当期の状況につきましては、前記「[1] 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

○連結業績推移グラフ

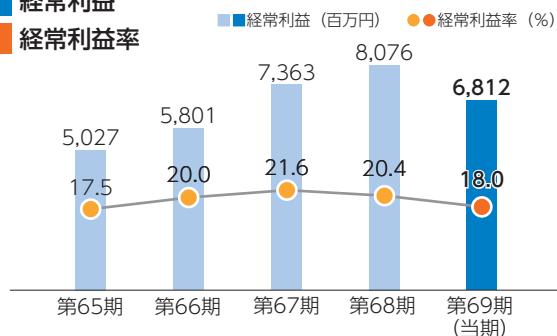
■売上高



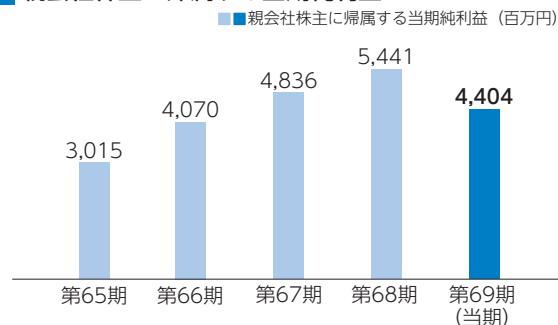
■営業利益
●営業利益率



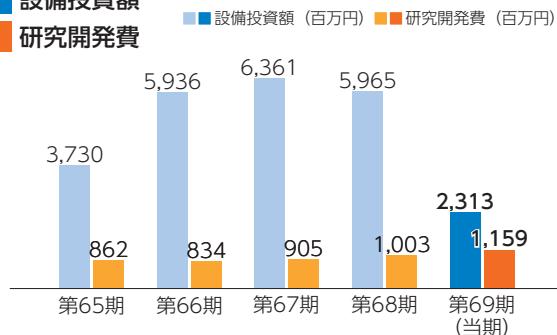
■経常利益
●経常利益率



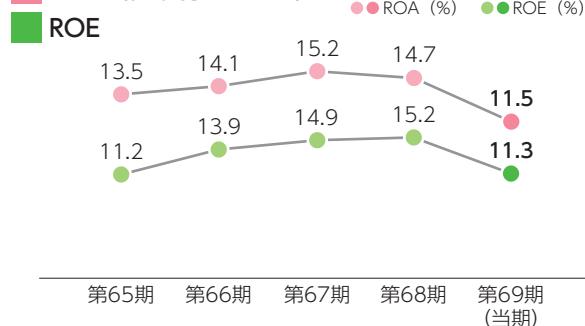
■親会社株主に帰属する当期純利益



■設備投資額
■研究開発費



■ROA (経常利益ベース)



[5] 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染拡大で世界経済が急速に収縮する中、今後については業績悪化と先の見えない不確実性が企業の投資意欲を減退させるものと思われま

す。このような状況のもと、当社グループにおいても事業への影響は避けられず、自動車などの減産を背景に鉄鋼分野の需要が落ち込む見通しです。また、復調の兆しが見えていた半導体・FPD分野でも新型コロナウイルスによる今後の影響が懸念される反面、テレワークの急増や5G通信の本格始動をはじめ、IoT、AI、自動運転など用途の広がりによって半導体需要の拡大は疑う余地がなく、当社グループはウイルス禍の収束後を見すえ関連投資は継続して行います。また、当社グループが理想とする「全天候型経営」でこの苦境を乗り越え持続的成長を続けるために、半導体・FPD分野はもとより、他分野においても新市場開拓と新技術開発に意欲的に取り組みます。具体的には以下の施策を実施して、経営の安定と収益力の強化を図ってまいります。

① 新商品・新技術の創出と生産効率の向上

多様化・高機能化するお客様のニーズに応えるため、溶射技術だけでなく様々な成膜技術や加工技術を融合させることによって、表面改質技術の総合力アップとオンリーワン技術の創出に鋭意取り組みます。また、生産の自動化・省力化、IoTの活用、工程改善などにより、生産性向上とコストダウンをさらに徹底します。

② 収益源の多角化

半導体・FPD分野に依存しすぎることなく、事業環境の変化に柔軟に適應するために、新素材、環境・エネルギー、輸送機器、医療などの有望な市場において、新市場の開拓と顧客価値の向上を積極的に図ります。

③ 海外での事業展開と子会社との連携強化

欧米やアジアなど海外市場での事業を拡大するために、技術ライセンス先や海外企業との技術提携や開発協力を進めます。また、海外子会社との連携をさらに強化し、当社グループ全体の技術力と製品品質の向上に努めます。

④ ワークライフバランスの推進と労働生産性の向上

さらなる成長のために従業員の多様性と能力発揮が不可欠であり、個々の業務や生活スタイルに適した多様な働き方を取り入れるとともに職場環境や業務プロセスを見直し、仕事と生活の質の向上を図ります。

また、当社グループは、株主様、取引先様をはじめ、あらゆるステークホルダーの皆様との信頼関係が最重要であると認識し、コーポレートガバナンスへの取り組みを一層強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2 企業集団および当社の概況（2020年3月31日現在）

[1] 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
日本コーティングセンター株式会社	100百万円	100%	PVD処理を主体とする表面処理加工
東華隆（広州）表面改質技術有限公司	400万USドル	70%	溶射、溶接肉盛を主体とする表面処理加工
東賀隆（昆山）電子有限公司	500万USドル	90%	半導体・FPD製造装置部品のメンテナンスジョブを主体とする表面処理加工
漢泰国際電子股份有限公司	4億NTドル	50%	半導体・FPD製造装置部品等への溶射・洗浄・アルマイト等の表面処理加工
TOCALO USA, Inc.	900万USドル	100%	半導体製造装置部品のメンテナンスジョブを主体とする表面処理加工

[2] 特定完全子会社の状況

該当はありません。

[3] 主な事業内容

当社グループは受注による溶射加工、TD処理加工、ZACコーティング加工、PTA処理加工、PVD処理加工などの表面処理加工および販売業務を行っております。

[4] 主要な事業所

当 社	本 社：神戸市中央区、溶射技術開発研究所：兵庫県明石市 東 京 工 場：千葉県船橋市、名古屋工場：愛知県東海市 神 戸 工 場：神戸市西区、明 石 工 場：兵庫県明石市 水 島 工 場：岡山県倉敷市、北九州工場：福岡県京都郡 北関東営業所：群馬県太田市、山 梨 営 業 所：山梨県甲府市 神奈川営業所：横浜市港北区、静 岡 営 業 所：静岡県富士市 宮城技術サービスセンター：宮城県黒川郡
日本コーティングセンター株式会社	本 社：神奈川県座間市、本 社 工 場：神奈川県座間市 佐 野 工 場：栃木県佐野市、一 宮 工 場：愛知県一宮市 明 石 工 場：兵庫県明石市 北関東営業所：栃木県佐野市、関東営業所：神奈川県座間市 名古屋営業所：愛知県一宮市、関西営業所：兵庫県神戸市 広島営業所：広島市中区、西日本営業所：福岡県京都郡
東華隆（広州）表面改質技術有限公司	本社 工場：中華人民共和国広東省広州市
東賀隆（昆山）電子有限公司	本社 工場：中華人民共和国江蘇省昆山市
漢泰国際電子股份有限公司	本社 工場：台湾台南市
TOCALO USA, Inc.	本社 工場：California, United States of America

[5] 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
1,060人	+39人

(注) 従業員数には、臨時従業員（嘱託・パートタイマーなど）267名は含まれておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
667人	+19人	38.3歳	12.3年

(注) 従業員数には、派遣出向者24名、臨時従業員（嘱託・パートタイマーなど）155名は含まれておりません。

[6] 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	5,971百万円
株式会社三井住友銀行	1,281百万円
三井住友信託銀行株式会社	480百万円
株式会社池田泉州銀行	125百万円
日本生命保険相互会社	100百万円
株式会社みずほ銀行	85百万円
当社単体借入金合計	8,044百万円
連結子会社借入金合計	101百万円
連結借入金合計	8,145百万円

3 会社の株式に関する事項

- [1] 発行可能株式総数 160,000,000株
- [2] 発行済株式の総数 63,200,000株 (内、自己株式は2,405,136株)
- [3] 株主数 8,145名
- [4] 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	10,791千株	17.75%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5,813千株	9.56%
トーカロ従業員持株会	2,815千株	4.63%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	2,654千株	4.36%
GOVERNMENT OF NORWAY	2,578千株	4.24%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	2,110千株	3.47%
西條 久美子	1,036千株	1.70%
資産管理サービス信託銀行株式会社	906千株	1.49%
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	891千株	1.47%
JP MORGAN CHASE BANK 385151	861千株	1.42%

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- [5] その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

4 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

5 会社役員に関する事項

[1] 当事業年度末日における取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	三 船 法 行	
専務取締役	久 野 博 史	製造本部長 TOCALO USA, Inc. Chairman of the Board
専務取締役	黒 木 信 之	営業本部長
常務取締役	樽 見 哲 男	管理本部長
取締役	進 英 俊	品質管理本部長
取締役	千 葉 祐 二	日本コーティングセンター株式会社 代表取締役社長
取締役	三 木 猛	営業副本部長 兼 営業企画部長
取締役	後 藤 浩 志	管理副本部長 兼 経理部長 兼 経営企画室長
取締役	吉 積 隆 幸	東京工場長
取締役	小 林 和 也	明石工場長
取締役	山 崎 優	弁護士 梅田総合法律事務所 パートナー 弁護士法人梅田総合法律事務所 社員
取締役	丹 波 晨 一	
取締役	瀧 原 圭 子	国立大学法人大阪大学 教授 国立循環器病研究センター 理事
取締役	鎌 倉 利 光	弁護士 檜垣・鎌倉・寺廣法律事務所 パートナー 株式会社きんでん 社外監査役
監査役(常勤)	北 秋 廣 幸	
監査役(常勤)	吉 田 敏 彦	
監査役(常勤)	小 山 俊 彦	
監査役	中 田 琢 也	税理士 中田琢也税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役山崎 優、丹波晨一、瀧原圭子、鎌倉利光の各氏は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
2. 監査役吉田敏彦、中田琢也の両氏は社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
3. 監査役中田琢也氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社の社外取締役および監査役全員は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める額としております。

[2] 当事業年度中に就任した取締役

氏名	地位	就任年月日
吉 積 隆 幸	取 締 役	2019年6月26日
小 林 和 也	取 締 役	2019年6月26日
鎌 倉 利 光	取 締 役	2019年6月26日

[3] 当事業年度中に退任した取締役

氏名	地位	退任年月日
町 垣 和 夫	代 表 取 締 役 会 長	2019年6月26日
木 村 一 郎	専 務 取 締 役	2019年6月26日
吉 葉 正 行	取 締 役	2019年6月26日

[4] 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役	17名	312百万円
監 査 役	4名	62百万円
合 計	21名	374百万円

- (注) 1. 上記の報酬等の総額とは別に使用人兼務取締役に対する使用人分給与（賞与を含む）は96百万円です。
2. 取締役および監査役の報酬額については役員報酬規程に基づき決定しております。なお、2018年6月28日開催の定時株主総会および2016年6月24日開催の定時株主総会にて決議いただいた報酬額（年額）は次のとおりであります。
- 取締役 400百万円以内
 - 監査役 100百万円以内
3. 上記の報酬等の総額のうち、社外役員（社外取締役および社外監査役）に対する報酬等の総額は7名で44百万円です。

[5] 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役山崎 優氏の兼職先である梅田総合法律事務所および弁護士法人梅田総合法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役瀧原圭子氏の兼職先である国立大学法人大阪大学および国立循環器病研究センターと当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役鎌倉利光氏の兼職先である檜垣・鎌倉・寺廣法律事務所および株式会社きんでんと当社との間には特別な関係はありません。

社外監査役中田琢也氏の兼職先である中田琢也税理士事務所と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	山崎 優	当事業年度に開催された取締役会17回中16回に出席し、弁護士としての客観的かつ専門的見地から当社の経営全般ならびに当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	丹波 晨一	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席し、上場会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに中立かつ客観的観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	瀧原 圭子	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席し、大学保健管理部門の教授としての健康増進に関する見識をもとに働き方改革に有用な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	鎌倉 利光	2019年6月26日の就任後に開催された取締役会13回中12回に出席し、企業法務に精通した弁護士および上場会社の社外監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	吉田 敏彦	当事業年度に開催された取締役会17回ならびに監査役会13回のすべてに出席し、上場会社の常勤監査役として培われた企業監査に関する経験・知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・公平性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	中田 琢也	当事業年度に開催された取締役会17回ならびに監査役会13回のすべてに出席し、税理士として財務、会計などの見地から公正な意見表明を行い、取締役会の意思決定の妥当性・公平性を確保するための助言・提言を行っております。

6 会計監査人に関する事項

[1] 会計監査人の名称
PwC京都監査法人

[2] 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
① 当社が支払うべき報酬等の額	25百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

[3] 非監査業務の内容
該当事項はありません。

[4] 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）を整備しております。

- [1] 当社および当社子会社からなる企業集団における取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ① 企業の行動指針およびコンプライアンス規程を制定し、当社トップがその精神を役職員に伝えることにより法令および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
 - ② 管理本部長をコンプライアンス担当として任命し、グループ各社を含む横断的なコンプライアンス体制の整備と実施のため、管理本部長を委員長とするCSR委員会を設置する。CSR委員会は、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する。経営企画室はCSR委員会の事務局として活動するとともに役職員への周知徹底を図る。内部監査部門（監査室）は経営企画室と連携の上コンプライアンスの状況を監査する。
- [2] 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
文書管理規程、記録管理規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役職務執行に係る情報を書面または電磁的媒体に記録するとともに、適切に保存および管理（廃棄も含む）し必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
- [3] 当社および当社子会社からなる企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 部門および子会社ごとの業績報告を、取締役を中心に構成される会議体にて定期的に行い、継続的なモニタリングを通してリスク管理を行う。
 - ② コンプライアンス、反社会的勢力への対応、環境、災害、品質、情報セキュリティ、与信管理、投融資および輸出管理等に係る当社グループの企業活動および経営戦略上のリスクについては、それぞれの担当部署にて規則・ガイドライン・マニュアル等を作成し、周知徹底を図る。なお、不測の事態が生じた場合は、災害対策規程に則り、ただちに災害対策本部を設置し対策を実施する。
上記以外に新たに生じたリスクについては、当社の取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定め、体制を整備する。
 - ③ CSR委員会は、組織横断的リスク管理の状況を監視し、当社グループ全体の対策を検討する。

[4] 当社および当社子会社からなる企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、当社グループの取締役の職務執行の効率化を図る。

- ① 日常の職務執行に際しては、職務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- ② 当社の取締役および当社の監査役を構成員とする経営方針会議を設置し、当社グループの重要事項について迅速な方針決定を行う。

[5] 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程に従い、関係会社の行う重要な意思決定に際しては、当社主管部門・本社部門との協議、重要事項の報告などを義務づけるとともに、重要な資産の取得、処分等については、当社の取締役会、当社トップの事前承認を要求することで、グループ一体運営を図ることとする。

[6] 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役は、監査室所属の職員に、監査役監査に必要な業務および監査役会事務局業務に関する事項を命令することができるものとし、監査役より業務命令を受けた職員はその命令に関して取締役、所属長等の指揮・命令を受けないよう独立性を確保する。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については監査役の同意を必要とする。

- [7] 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社の取締役および使用人は、監査役の求めに応じて随時その職務の執行状況等に関する報告を行う。また子会社の取締役、監査役および使用人が監査役の求めに応じて随時その職務の執行状況等に関する報告を行うよう指導する。
 - ② 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、定期的に事業および財務の状況等の報告を受ける。
 - ③ 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人は、会社に著しい影響を及ぼす事実が発生したまたは発生する恐れがあることを発見したときは、当社の監査役にすみやかに報告する。
 - ④ 当社の監査役が当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人から報告を受けることができるよう内部通報制度を整備する。
 - ⑤ 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人の、当社の監査役への情報提供を理由とした不利益な取扱いは一切行わない。
- [8] 監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした際には、当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、監査役または監査役会の要請により適切かつ迅速にこれを前払いまたは償還するものとする。
- [9] その他監査役職務の執行が実効的に行われていることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、経営状態・意思決定プロセスについて把握し、これを監査する。
 - ② 監査役に対して、監査役監査業務がより効率的に行えるよう、監査室を中心とした内部体制の整備・拡充に努める。
 - ③ 監査役に対して、必要に応じて独自に弁護士、会計士等の有識者に監査役職務の監査業務に関する助言や支援を受ける機会を保障する。

[10] 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社子会社は金融商品取引法の定めに従い、「財務報告に係る基本方針」を制定し、これに基づき適切な業務の運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する。

[11] 反社会的勢力との取引|排除に向けた基本的考え方およびその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断することを「企業倫理行動」とし徹底する。

8 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 取締役会を年間17回開催した他に、経営方針会議も開催し、法令などで定められた事項や経営方針や経営に関する重要な事項を決定し、法令・定款への適合性や業務の適正の観点から審議しております。
- ② 監査役会を年間13回開催し、監査方針、監査契約を協議決定するとともに、監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、業務及び財産の状況の監査、代表取締役との面談、取締役の職務執行の監査、法令定款等の遵守について監査を行いました。
- ③ CSR委員会を年間5回開催し、コンプライアンスをはじめとする組織横断的リスクの状況を確認のうえ対策等を協議しております。
- ④ 取締役会の実効性をさらに高めるため、全取締役および監査役に対してアンケートを実施し、その結果について取締役会で確認・検討を行っております。
- ⑤ 働きやすい職場づくりのための取り組みとして、「ハラスメント研修」を実施しました。
- ⑥ 情報セキュリティ管理体制の見直しを行い、全従業員を対象に情報セキュリティルールの周知・徹底を行いました。
- ⑦ グループ会社監査役による連絡協議会を年間4回開催し、各監査役が各社の現況を報告するとともに、問題点等を協議いたしました。
- ⑧ 2020年3月1日に新型コロナウイルス対策本部を設置し、職場での衛生管理等の感染防止策を徹底しております。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額および持株数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他の数値については四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

科 目	第69期 (2020年3月31日現在)
資産の部	61,122
流動資産	31,837
現金及び預金	16,889
受取手形及び売掛金	11,712
仕掛品	1,105
原材料及び貯蔵品	1,476
その他	673
貸倒引当金	△ 20
固定資産	29,285
有形固定資産	26,786
建物及び構築物	12,416
機械装置及び運搬具	4,207
土地	8,648
リース資産	50
建設仮勘定	742
その他	720
無形固定資産	338
投資その他の資産	2,160
投資有価証券	1,317
繰延税金資産	668
その他	175
貸倒引当金	△0
合計	61,122

(単位：百万円)

科 目	第69期 (2020年3月31日現在)
負債の部	18,487
流動負債	11,323
支払手形及び買掛金	1,157
電子記録債務	3,660
短期借入金	47
1年内返済予定の長期借入金	2,083
リース債務	23
未払金	276
未払費用	1,578
未払法人税等	737
賞与引当金	1,018
その他	740
固定負債	7,163
長期借入金	6,015
リース債務	30
退職給付に係る負債	1,085
その他	32
純資産の部	42,634
株主資本	40,076
資本金	2,658
資本剰余金	2,293
利益剰余金	35,898
自己株式	△ 773
その他の包括利益累計額	186
その他有価証券評価差額金	△ 12
為替換算調整勘定	198
非支配株主持分	2,371
合計	61,122

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第69期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)	
売上高		37,896
売上原価		25,116
売上総利益		12,780
販売費及び一般管理費		6,229
営業利益		6,550
営業外収益		
受取利息及び配当金	16	
受取ロイヤリティー	168	
受取技術料	19	
補助金収入	74	
その他	87	367
営業外費用		
支払利息	15	
技術者派遣費用	11	
為替差損	24	
支払補償費	43	
その他	9	105
経常利益		6,812
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除売却損	17	17
税金等調整前当期純利益		6,794
法人税、住民税及び事業税	1,886	
法人税等調整額	152	2,038
当期純利益		4,755
非支配株主に帰属する当期純利益		351
親会社株主に帰属する当期純利益		4,404

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第69期 (2020年3月31日現在)	科 目	第69期 (2020年3月31日現在)
資産の部	54,026	負債の部	16,813
流動資産	25,665	流動負債	10,111
現金及び預金	13,252	支払手形	89
受取手形	473	電子記録債務	3,819
電子記録債権	1,179	買掛金	970
売掛金	8,467	1年内返済予定の長期借入金	2,047
仕掛品	887	リース債務	6
原材料及び貯蔵品	1,204	未払金	191
前払費用	88	未払費用	952
未収入金	110	未払法人税等	598
その他	1	未払消費税等	521
固定資産	28,360	預り金	110
有形固定資産	22,353	賞与引当金	782
建物	10,233	設備関係支払手形	20
構築物	486	固定負債	6,702
機械及び装置	2,977	長期借入金	5,996
車両運搬具	7	リース債務	7
工具器具備品	328	退職給付引当金	698
土地	7,681	純資産の部	37,212
リース資産	12	株主資本	37,224
建設仮勘定	624	資本金	2,658
無形固定資産	300	資本剰余金	2,293
ソフトウェア	293	資本準備金	2,292
その他	7	その他資本剰余金	1
投資その他の資産	5,706	利益剰余金	33,046
投資有価証券	55	その他利益剰余金	33,046
関係会社株式	4,482	別途積立金	6,220
関係会社出資金	475	繰越利益剰余金	26,826
破産更生債権等	0	自己株式	△ 773
長期前払費用	12	評価・換算差額等	△ 12
会員権	11	その他有価証券評価差額金	△ 12
差入保証金	20		
繰延税金資産	647		
その他	1		
貸倒引当金	△ 0		
合計	54,026	合計	54,026

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第69期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)	
売上高		31,182
売上原価		21,479
売上総利益		9,702
販売費及び一般管理費		4,814
営業利益		4,888
営業外収益		
受取利息及び配当金	271	
その他	457	729
営業外費用		
支払利息	9	
その他	87	96
経常利益		5,520
特別損失		
固定資産除売却損	13	13
税引前当期純利益		5,506
法人税、住民税及び事業税	1,482	
法人税等調整額	43	1,526
当期純利益		3,980

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

トーカロ株式会社
取締役会 御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 松永 幸廣 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 浦上 卓也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トーカロ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トーカロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

トーカロ株式会社
取締役会 御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 松永 幸廣 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 浦上 卓也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トーカロ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等の職務の執行状況や事業運営の状況について、取締役会付議事項をはじめその他重要事項に関する意思決定の内容を中心に意見交換を実施いたしました。また、会計監査人から監査の実施状況や監査結果等について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要綱に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、社外取締役を含む取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議ならびに代表取締役との定期会合に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、随時質問および意見を述べ、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
また、関係会社については、四半期毎に行う関係会社監査役との監査役連絡協議会を通じて意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて関係会社に対し事業の報告を求めるとともに、一部関係会社に赴き調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその関係会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている内部統制システムの運用状況を確認いたしました。
 - ③ 会計監査に関しては事前に会計監査人より監査計画、監査の重点項目等の説明を受け、協議を行うとともに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証し、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。それらをもとに会計監査人に対する期間中の監査状況について評価を行い検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類およびその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議に基づく体制の整備は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの運用面に関しては定着に向けて改善が図られており、内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

トーカロ株式会社	監査役会
監査役（常勤）	北秋 廣幸 ㊟
監査役（常勤・社外監査役）	吉田 敏彦 ㊟
監査役（常勤）	小山 俊彦 ㊟
監査役（社外監査役）	中田 琢也 ㊟

以上

株主総会会場 ご案内略図

開催日時／開催場所

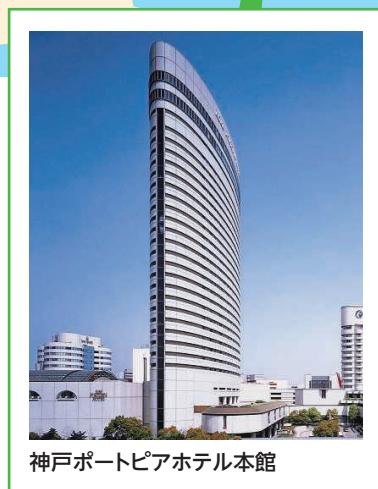
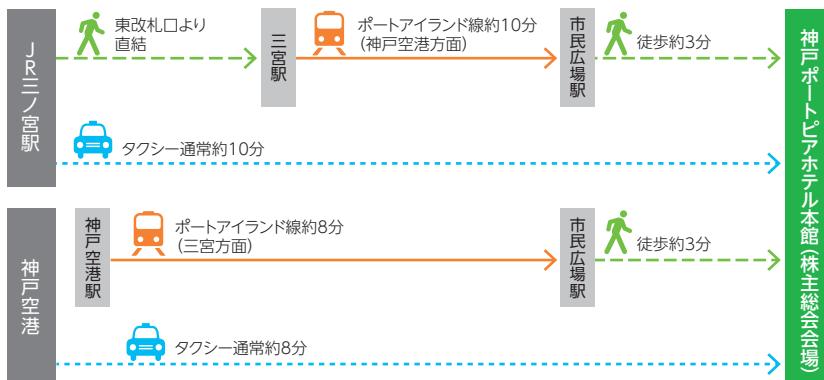
2020年6月24日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)

神戸市中央区港島中町六丁目10番地1
神戸ポートピアホテル本館
地下1階 偕楽の間
TEL:078-302-1111

交通のご案内

- 神戸新交通ポートアイランド線
(ポートライナー)
- 「三宮駅」から「市民広場駅」まで約10分
- 「市民広場駅」から徒歩約3分

※シャトルバスの運行状況について
新型コロナウイルス禍の影響で、JR三ノ宮駅南側からのホテルシャトルバスは運行を休止する可能性があります。運行状況について、神戸ポートピアホテルホームページ、または電話(078-302-1111)にてご確認ください。



本年は株主総会ご出席者へのお土産を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

